

著作権者不明等の場合の裁定制度の

利用円滑化に向けた実証事業報告書

2019年度 文化庁委託事業（4th ステージ）

オーファンワークス実証事業実行委員会

（著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業実行委員会）

## (1) 本年度事業概要

本年度は実証事業として4回目を迎え、いよいよ社会的な実装の検討に入る年となった。本実証事業を独立した業務として継続するための問題点は次の2点となる。

ひとつは業務フローやスキームとして、社会的なニーズに応えられるスキームとなっているのか、という点である。もう一点は、業務としてその収支や資金の流れが健全に、持続できるか、という点にある。

まず初めのニーズに対する適応であるが、4年の継続の中で見えてきた需要の実態がある。それは試験問題の二次利用のように、毎年定型業務的に発生するオーファンワークスであり、その量も一定程度の量が毎年発生する。一方、個人から企業まで主体はさまざまであるが、独自の企画によって、ある事業を実施しようとした時に発生するオーファンワークス処理がある。前者については、試験問題の二次利用、また、今年度明らかになった医薬品の情報提供の場合に生じるオーファンワークス処理などである。後者については、比較的公的な機関がイベントやアーカイブ等を行うときに生じる例が多いが、多岐にわたる分野で比較的少件数が発生すると考えられる。

前年度の実証事業の結果報告でも指摘したが、前者の定型的に比較的多量に生じるオーファンワークスについては、当面、裁定制度によって対応していくしかないと思われるものの、将来的には、何らかの制度的な対応が必要となる可能性が高い。ただし、その需要が多量であることや、利用の必然性が証明されなければならないだろう。どの程度の量のオーファンワークスが毎年生じており、その一点一点を裁定制度によって処理をしているかなど、制度的対応の基礎となる事実関係を、より詳細に抽出する必要があると思われる。その上で、利害関係、または社会的な必要性を検討して、対応することが望ましい。

特記事項のところでも述べるが、当実証事業に参加する権利者団体での議論においては、上記の事実が確認できるとすれば、対応することに消極的ではない意見が見られた。

後者の需要については、本年度も多様な利用が見られた。概観すると出版関係事業とイベントでの利用等が大きな需要であろう。本年度についてはアーカイブでの利用が少なかったが、これは公的な機関が裁定利用をする場合に、補償金の後払い制度が利用可能となったため、独自に裁定制度を利用しているのではないかと考えられる。「Japan Search」にも代表される、アーカイブの社会利用と基盤整備は着実に進んでおり、AI時代のインフラとしての重要性は大きく増してきているが、我が国におけるアーカイブ化にとっては、オーファンワークス処理がひとつの障壁として認知されていることも鑑みて、より円滑な処理が求められるところであろう。特に国立国会図書館を中心にしたアーカイブ統合の動きについては、裁定制度以外の方途についても、議論が行われるべきではないだろうか。

その他、個人的な利用などについては、著作権の保護期間の微妙な時期に創作された著作物の利用が見られた。また、明治期の著作物などについて、没年が不明の場合、一般的な保護期間で計算すると、保護期間は概ね満了しているのではないかと推察される場合でも、創作した時をその人物の若年に仮定し、現在の最長の生存可能性を前提とすると、保護期間が明らかに満了しているとは言えないケースがある。例えば明治33年(1900年)に公表された著作物について、その著作者が20歳で創作したとして、もしその人物が105歳まで生きた場合、没年は $1900 + (105 - 20) = 1985$ となり、死後70年の保護期間では、2055年まで保護されることとなる。

このように、没年が明確ではなく、現時点での寿命が明治期よりも大きく伸びている実態の中では、保護期間が死後 70 年となった現在、かなり多くの著作物が推定では保護期間内となり、利用することが出来ない。しかし著作者の没年について、職業的な著作者であればまだ可能性はあるものの、学者や一般の収入を著作物から得ていない職業を持つ人の著作については、著名な一部を除いて、ほとんど特定することが不可能である。没年を特定可能とするシステムか、もしくは死後起算ではなく、公表时起算を利用する制度について検討の余地があると思われる。著作権法において創作を保護しつつ、円滑な利用を図るという目的を鑑みると、過度な保護と、過度な利用について、運用または制度的な対応でコントロールすることが、著作権の保護期間死後 70 年時代には特に必要となってくるのではないだろうか。

## (2)過去の経緯

### ～オーファンワークス勉強会～

オーファンワークス問題の解消は、世界的にも大きな課題となっており、日本においては著作権保護期間延長の議論においてこの問題がクローズアップされたが、権利者団体も以前から問題意識を共有しており、権利者団体が自ら解決策を探るべきとのコンセンサスがあった。そして 2015 年「オーファンワークス勉強会」が権利者によって設立され、その中で、解決に向けた様々なアイデアが議論されていた。

重要なポイントは、法改正によってこの問題を解決するのではなく、現行法の枠組みとスキームの組み合わせによって解決を図ろう、という方向性が初期のうちから合意されていたことである。

最終的にこの議論に対する研究成果は、2016 年の 3 月のシンポジウムにおいて発表されることとなった。この結論には、現行裁定制度の更なる有効利用スキームや、拡大集中処理の提案などが含まれており、実務としてそれらを権利者団体が提案したことが大きな成果であった。

### ～第 1 回文化庁委託実証事業～

勉強会によって実務的な提案がなされ、オーファンワークス解消への道筋が提案されたが、実際にそのような事業が可能であるのか、その実現性が問われることとなった。そこで権利者団体は、さらに多くの団体に呼び掛けて結集し、実務的に実験を行うこととした。ここで結成されたのが「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業実行委員会(オーファンワークス実証事業実行委員会)」である。

このような状況を受けて、文化庁は実証事業として、この問題の解決について取り組むこととなり、文化庁委託事業として、オーファンワークス実証事業実行委員会に委託がなされた。これが 2016 年度に実施された第 1 回実証事業である。この時には、趣旨に賛同する弁護士、行政書士などの有識者をメンバーに加え、更に日本弁護士連合会、日本行政書士会連合会の 2 団体の参加も得た。これにより、権利者団体 8 団体を中心となって、関係者も協力体制を構築する中、それまでに例をみない、権利者が行う流通促進の実証事業が実現することとなった。そして、2017 年 3 月、シンポジウムを開催して、その成果を公表した。

### ～第 2 回文化庁委託実証事業～

第 1 回の実証事業は限られた時間内で、より広範な著作権者不明等の場合の著作物利用の実態を探り、実際の裁定利用を行うという試みであった。この結果、多種多様なニーズと著作権者の「相当の搜索」について、実地から重要な知見が得られている。しかし、このような成果が得られた一方、実際の処理を行った各権利者団体事務

局および JRRC においては、相当な負荷があったことも事実である。その負荷については、反復することでルーティンワーク化し軽減されるものも含まれているが、作業の流れを整理することや、体系的に作業量の軽減を目指すことなしには、やはり実用化は難しいと考えざるを得ない。このため、第1回の成果から処理の合理化と実務の分担処理を図り、継続的に処理が可能となるよう、実用化するための改善提案に基づいて実施されたのが第2回実証事業である。ここでは、スキームの改善案と、より円滑な事業の実施体制の構築について検討された。その結果、インターネット上のファイル共有の仕組みを利用して複数団体間での事務作業連携の実現化、東京法務局、文化庁との密接な連携により供託金納付手続きにおいて電磁的方法による申請を可能とし、手続きの合理化を図ることに成功した。前年同様に 2018 年 3 月開催のシンポジウムで報告された。

### ～第3回文化庁委託実証事業～

第2回の実証事業で実務における負担軽減や合理化が行われ、実施体制がある程度確立されてきた。この間にもオープンワークス問題は、しばしば国会でも取り上げられ社会的関心事となっており、2018年5月の著作権法改正や2018年12月TTP発効を受けての著作権保護期間の延長があり、益々裁定制度の円滑な利用環境構築が待たれている。第3回実証事業は、この法改正を受け、搜索のみの受託、対象範囲を映像などにも拡大し、要望が多いにもかかわらず対応が困難であった著作隣接権の裁定申請も視野に入れることとした。裁定制度では著作権処理は可能だが、肖像権の許諾が取れないことから利用できないケースもあり、別観点からの制度の構築が必要であろう。また、本実証事業を利用することで利用者への負担は大きく軽減されているが、実際にこの制度を社会で活用させ、事業を自走化することについては、様々な問題が山積しているのが実状である。これを含め、第3回実証事業の検証結果は、2019年3月のシンポジウムで報告された。

## (3)実績

### ■第1回裁定申請

募集期間：～10/9

CRIC 広告掲載：10/16～（京都大学総合博物館のみ 3/30～）

該当分野の団体にリスト送付・搜索依頼：10/11～10/23

上記の結果をもって文化庁に申請：10/31

文化庁からの担保金決定通知：12/10

利用者への可否通知・補償金相当額請求：12/11

### <内容>

(1) アフガニスタンとイランでの発掘調査時に撮影された写真6点。

利用方法：京都大学総合博物館が、これらの写真を同大学のデジタルアーカイブシステムの WEB サイトに掲載し、申請があれば実物閲覧を供する。

(2) 大学入試問題に使用された英文12点。

利用方法：株式会社お茶の水ゼミナールが、これらの英文を同社が発行する教材（紙媒体）に掲載する。

(3) 書籍「The Problem We Still Live with by Ruby Bridges」等に掲載された英文4点。

利用方法:株式会社プランディットが、これらの英文を同社が発行する教材(紙媒体)に掲載し、またデジタル教材に1年間掲載する。

#### ■第2回裁定申請

募集期間: ~11/6

CRIC 広告掲載:11/16~

該当分野の団体にリスト送付・検索依頼:11/7~11/18

上記の結果をもって文化庁に申請:11/28

文化庁からの担保金決定通知:12/18

利用者への可否通知・補償金相当額請求:12/19

<内容>

(1) 大学入試問題に使用された英文77点。

利用方法:株式会社エデュケーショナルネットワークが、英文77点を同社が発行する教材小冊子に掲載し、そのうち55点については小冊子に QR コードを印刷し、英文音読をストリーミング配信する。(配信期間は4年)

(2) 大学入試問題や塾教材に使用された英文・和文267点。

利用方法:株式会社アップが、これらの英文等を同社が発行する教材(紙媒体)に掲載する。

(3) 大学入試問題で使用されたイラスト・写真・4コマ漫画等4点。

利用方法:株式会社桐原書店が、これらのイラスト等を同社が発行する教材(紙媒体)に掲載する。

#### ■第3回裁定申請

募集期間: ~12/4

CRIC 広告掲載:12/12~

該当分野の団体にリスト送付・検索依頼:12/5~12/16

上記の結果をもって文化庁に申請:12/26

文化庁からの担保金決定通知:2/7

利用者への可否通知・補償金相当額請求:2/10

<内容>

(1) 書籍「フィンランド国民的叙事詩カレワラ(下)訳:森本覚丹」1点。

利用方法:有限会社佐藤漫画製作所が、電子書籍として複製し、ダウンロード形式の公衆送信を行う。

送信期間は1年だが、必要に応じて1年間の延長利用を行う。

(2) 書籍「善悪の彼岸 道徳の系譜 作:信太正三」等に掲載された和文6点。

利用方法:株式会社ワニブックスが、これらの和文を同社が発行する『ニーチェ名言集(仮)』に掲載、タイトル的に使用する。また電子書籍としても複製する。

(3) 書籍「ガリレオの求職活動 ニュートンの家計簿 作:佐藤満彦」1点。

利用方法:株式会社講談社が、この書籍を複製する。

(4) 明治～昭和初期発行の古地図137点。

利用方法:岐阜県図書館が、同館所蔵の古地図を同館 WEB サイトに5年間掲載する。

(5) 大学入試問題に使用された英文2点。

利用方法:駿台文庫株式会社が、これらの英文を同社が発行する教材(紙媒体)に掲載する。

(6) 大学入試問題に使用された英文・和文21点。

利用方法:株式会社プランディットが、これらの英文等を同社が発行する教材(紙媒体)に掲載する。

(7) 大学入試問題に使用された英文41点。

利用方法:学校法人河合塾が、これらの英文を同社が発行する教材(紙媒体)に掲載し、一部について読み上げ音声 CD を制作する。

(8) 「掛川・菊川・御前崎 今昔写真帳」に掲載された写真8点。

利用方法:掛川教育委員会が、これらの写真を同委員会が発行する小学3・4年生用社会科副読本に掲載し、授業内において無償で配布する。

(9) 大学入試問題や塾教材で使用された英文33点。

利用方法:株式会社アップが、これらの英文を同社が発行する教材(紙媒体)に掲載し、販売する。

(10) 大学入試問題で使用された英文・漫画・図表・写真・イラスト等84点。

利用方法:株式会社東京教育研が、これらの英文等を同社が発行する教材(紙媒体)に掲載する。

(11) 「明治文学全集 発行:筑摩書房」に掲載された年譜・和文等87点。

利用方法:株式会社筑摩書房が、これらの年譜等を学術系データベースに提供(掲載)する。

※担保金決定通知後、(株)筑摩書房より利用方法に計画変更があるとの申し出があり、2/26(水)付けで申請取り下げ文書を文化庁へ提出した。担保金通知決定はされていたが、供託未済であった。

## ■日本製薬団体連合会加盟企業の裁定申請

CRIC 広告掲載:1/31～

### <内容>

- ・学術雑誌等に掲載された論文40点。

利用方法:日本製薬団体連合会に加盟する製薬企業の中で、該当文献(論文)をオープンワークスとして申請申込をした企業が、これらの論文を顧客の質問に答えるため社員が閲覧し、また顧客の要望に応じて紙にプリントアウトした複製物を提供できるようPDFで保管する。

※学術論文の著作者を管理する権利者団体がなく、また多数の著作者(権利者)の検索および補償金算定に苦慮した。学術論文等の著作物使用料を参考に実行委員会で補償金算定を行った。

※申請において、利用者(企業名)を明確にするには、その製薬企業内での承認等が必要となり、時間的猶予がないため、来年度も継続予定の実証事業内で取り扱うこととした。。

### <2019年度実証事業 問い合わせ状況>

#### ◆出版社

自身で裁定申請の準備を進めていたが、文化庁への問い合わせの中で実証事業の事を聞き、依頼したいと電話があった。戦時中の子供新聞に掲載されているコマ漫画の裁定をとりたい。

⇒リストを作成し申請していただくよう連絡したが、メールが使えないとのことで、手書きで提出の可能性あり。

後日、進捗状況を電話にて確認したところ、日本漫画家協会に以前依頼していた補償金算定の回答が電話であり、書面でも回答をいただけることになったので、それを待って自身で申請することとなった。

#### ◆個人

文化庁のご紹介で、申請準備をしているが、申請書の作成にあたりご相談したいとのメールがあった。

⇒電話で内容を確認し、申請リストを添付の上、実証事業へ申し込みをしていただくよう回答。

古い書籍のため、現代に通じるよう文章を変えたいとの申し出があった。

⇒同一性保持権についてご説明し、ご本人から文化庁へ連絡してみるということになった。

文化庁へ相談後、今回は申請を取り下げる旨電話連絡があった。

#### ◆出版社

文化庁のご紹介で、既に自身で申請準備をしているが、取り急ぎ連絡してみたとのこと。

⇒実証事業の受付が終了したと、こちらでお受けした場合の全体的な流れをご説明したところ、時間的な部分など考慮し、予定通り自身で申請することになった。

#### <座談会の開催>

日時：2020年3月5日(木)15:00～16:30

会場：公益社団法人日本複製権センター 会議室

テーマ：「新しい著作権環境の確立に向けて」

パネリスト：三田誠広 小説家／公益社団法人日本文藝家協会 副理事長

山口裕司 弁護士

高橋 輝 特定行政書士／日本行政書士会連合会専門員(著作権・知財創造教育)

和田尊志 学校法人駿河台学園総務人事部(著作権担当)部長／

駿台予備学校 東日本教務部(メディア事業統括担当)部長／

海外著作権連絡協議会 副代表理事

林 伸行 日本製薬団体連合会 文献複写問題検討ワーキングチーム 座長／薬剤師／

塩野義製薬株式会社メディカルアフェアーズ部

瀬尾太一 写真家／一般社団法人日本写真著作権協会 常務理事

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、けやきホールで開催予定であったシンポジウムを中止としたが、パネルディスカッション登壇者による座談会を行った。本年度の実績報告をするとともに、これまでの経緯を踏まえ、直面する問題点、今後の裁定制度の改善点への提案など活発な意見交換が行われた。また、本年度の実証事業と座談会の報告は、HPに掲載する。

#### (4) 本年度事業で特記される事項

本年度はこれまでと同様の裁定制度利用についての円滑化事業を行ってきたが、いくつかの特徴的な取り組みがあった。

#### (保険利用の可能性について)

まず、一つ目は補償金の支払いを担保するための保険及び権利者が補償金の額について不満があった場合の訴訟リスク回避のための保険の利用について検討、研究を行ったことである。これは保険会社の協力を得て、どのような保険商品が本件に利用可能であるのか、また、主体については実証事業実行委員会のような組織が被保険者になるのか、または利用者が被保険者になるのか、などの基本的な疑問点をはじめ、商品構成として実務的に可能性のある商品はどのようなものか、など、一年にわたって取り組んできている。この中で保険という基本的な仕組みの理解をはじめ、適用商品などについて次のような知見が得られた。

①保険の仕組みは、事故や災害、または行為における瑕疵などによって支払いが発動するしくみであり、単に損害が生じたから支払いが行われるものではない。つまり、損害を補てんするものではなく、突発事項や瑕疵について補償する仕組みである。

②このことから、裁定制度に保険を適用する場合、誰が、どのような瑕疵を生じさせたかによって、被保険者と保険の内容が異なってくる。また瑕疵の内容は何か、が明確でなければ保険自体の適用はない。



③上記から鑑みて、利用者が裁定制度によって著作物を利用した場合、何が瑕疵になるのかについて、議論が集中した。結論とすれば、もし瑕疵に相当する行為があったとすると、実行委員会が使用料相当金額を見積もった時に、その使用料が不相当であった、つまり、見積もりに誤りがあったことが裁判等で決定した場合、それが瑕疵となり、見積り以上の金額について、その瑕疵に基づく損害として補てん可能ではないか、との結論となった。これについては、権利者団体がボランティアでの回答が損害賠償の対象となることについて、そもそも違和感があるといった意見があった。

④さらに、この保険利用について何を目的とするか、は、利用者の経済的な負担を軽減するとともに、手続きの簡素化、後の支払いの担保などを目的とするものであり、単なる補償金を保険にシフトすればよいというものではない。結果、供託の代替としての保険の適用については、保険を利用した場合の補償金前払いの免除などの法令的な措置が必要であり、更にそのような措置をとった場合に、利用者の主に経済的な負担が大きく軽減可能となり、それにより裁定制度の利用が促進されることが重要である。

⑤上記のような検討過程の中で、やはり、営利目的の利用者からは保険にせよ、補償金にせよ、使用料相当の支払いを軽減するべきではないのではないかと、または利用者が利用するにあたっては通常の利用と同様に使用料相当金額の支払いは必要ではないかとの意見があり、仮に保険制度を活用するとしてもそのような支払いを要件とすると、保険の利用は導入する目的を達成できないこととなる。つまり、保険を適用しても、利用者の主に経済的な負担は軽減されない可能性が強い。

#### (保険利用についての結論)

上記の過程を経て、現時点での検討経過としては、経済的な負担を軽減することによる利用者の大きな利益が見込まれない以上、法改正を行う立法事実が、現時点で立法に至るほどの理由とはなりえないのではないかと考えられた。保険利用について、著作権法上の権利処理プロセスにおいて、一定の有効性は確認されるものの、法改正を行って裁定制度に適用させるためには、より明確かつ大きな利用者に対するメリット等の立法事実が必要となるだろう。

また、上記のような手続き上の困難もあるが、裁定制度を単純に利用者のコスト軽減の観点から変更を行っていくことは、権利者団体として、理由なき使用料の減額につながる恐れもあり、斟酌すべき社会的な要請、または必要性がない限り、積極的に採用すべきではない、との意見もあって、継続的な検討が妥当とされた。

このように、保険を著作権処理に活用することは、一定の効果があることは理解できるが、そのメリットデメリットをよく衡量することが重要であり、今後はこの保険に対する知見を活かして、新しい著作権処理の可能性を探ることが重要であると考えられる。

#### (製薬についての著作物利用について)

本年度のもう一つの取り組みは、製薬企業が医師の求めに応じて提出する医薬情報の中に、著作者不明を理由に提出できないものがある、との事実に基づいて、その解消に取り組んだことである。

例えば、先行薬についての論文をジェネリックで相当程度経過したのちに利用する場合など、著作者との連絡が取れず、また管理団体にも委託されていないために、許諾が得られず、頒布が出来ない、という事案である。

このことから、日本製薬団体連合会文献複写問題検討ワーキングチーム(座長 塩野義製薬(株) 林氏)のご協力をいただき、サンプル的に上記問題となる文献の提出を受け、実際の調査、権利処理を試みた。

#### (文献の実状)

まず文献の著作者については、学者、医療従事者がすべてであり、その所属は比較的短期間で変化する。高名な学者はその後も追跡することが可能な場合が多いが、死亡してしまった場合には、その遺族等権利関係を追跡することは極めて困難である。管理団体に管理委託しているものは問題がないが、委託関係がない場合には事実上、許諾が困難と言えるだろう。さらに次のような問題点が抽出された。

①著作者について、関係者全員の氏名が記載されており、そもそも著作権の所在が不明である。もしくは、著者として記載された全員が著作権者だとすると、許諾は不可能である。著者として記載された氏名は、多い場合は50名にも及ぶ。

②上記のように、多数の著作者名が記載される場合、ファーストオーサーとして最初に記載された著者が主たる著作者であるとする習慣がある。また最後の著者がラストオーサーとして監修者であるという習慣も確認された。ただし、特別な記載はなく、どの程度の場合にそのような取り決めが有効かは確認できなかった。更にコンタクト先が明示された場合もあったが、そのような場合は少数であった。

③このことから、次のようなことを結論付けている。

- ・著作者名の表示については、著作権の所在を示す記載が必要ではないか。
- ・もし著作権について管理事業者に委託しないのであれば、どのような許諾を望んでいるのか、例えばオープンソースであるのか、クリエイティブコモンズなどによって利用の形態を指定しているのか、または許諾先を明示するなどの措置が必要である。
- ・もし上記がかなわないとするならば、本件に該当するような著作者不明の著作物については、裁定制度等によって利用可能な状態にすることが妥当だと考えられる。

#### (試験問題の2次利用について)

最後に試験問題の二次利用について述べたい。このような需要が恒常的に毎年生じており、量的にも軽視できない量が発生していることは明らかとなった。ただし、このような利用について、すべてを裁定制度で処理することが適当なのかどうかについては、疑義が残った。つまり、そもそも裁定制度は、恒常的に生じる多量な著作者不明著作物の処理には向いておらず、どちらかといえば特例的な処理を前提としているために、このような多量な著作物の裁定利用については、違和感のある部分となる。

#### (対応)

試験問題の二次利用を行う教育機関からは、権利制限による対応などの提案もあったが、現時点でどのような社会的な利益があり、著作権者にとってどのような不利益があるのかを、公正に比較衡量することが必要であろう。一方的に権利者団体が権利制限については、否定するものではないが、私権の制限については、慎重な議

論が求められるだろう。オーファンワークスの実証事業を通じて得られた知見を基に、利用者側からの積極的な立法事実の提案を求めたい。今後その内容いかんによってオーファンワークス処理とは別途の解決策の模索が検討されると思われる。

<最後に>

業務自体はある程度定型化され、省力化されてきた。そして裁定制度が利用されるパターンもいくつかに分類可能となってきた。業務として持続的に行う下地は定着したと言ってよいだろう。ただし、各権利者団体の負担について、自立的に収益を上げて行う事業という観点からすれば、収支の取れる事業ではなく、別途資金の注入化、現状のように各団体負担の中で行うことしか成立しえないと考えられる。ただし、個別申請では補償金算定などの煩雑な申請手続き、広告掲載を含む決して安価ではない申請にかかる手数料が利用者の負担となっていた。それらをこの実証事業が担うことで利用者の負担を大幅に軽減できており、社会的にも有益な事業であるため、当面は各団体の負担の中で継続し、資本注入についてはその機会をうかがうというスタンスとなるだろう。

このような状況の中、権利者団体は今後の事業継続を決定した。実証事業実行委員会も可能な限り各団体の協力の下、現状で維持することとなった。ただし、業務については、年間を通じて期限を定めずに継続することは負担が大きすぎるため、回数を決めて行い、用途については、大量の申請が見込まれる試験問題の二次利用については対象から外し、初めて裁定申請をする利用者の特化するなどその裾野を広げ、裁定制度の円滑利用促進に寄与できればと考える。実際の2020年度について、申請は4回もしくは5回、対象は試験問題の二次利用を除く利用、これまで同様の申請代行とすることが既に検討されている。制度的な対応とこのような個別の利用促進についてバランスの取れたスキームの完成が望まれるところである。

これまで実証事業で取り組んできた利用ニーズの調査、権利者の創作、裁定の申請、補償金の供託という4つの事業については、これを継続し、更に収支の改善について検討して、より円滑かつニーズの規模にあった業務の展開を視野に入れて、事業を継続していく。現在の事業については一定の成果が見られたものの、試験問題の二次利用など、大量の申請については収支などの観点から、制限なく取り扱うことが出来ない現状を鑑み、今後は規模の改善などを主眼として、より実用的な事業の構築を目指すことが必要であろう。

権利者団体の交流と利用円滑化についてのサポート体制はかなりコンセンサスが取れてきたので、そのような状況を基にして、オーファンワークスに限らず、著作権問題の解決に権利者団体が一丸となって取り組む構図を歓迎したい。オーファンワークス実証事業4年間の成果は、その実務的なスキームの確立をもちろんであるが、このような権利者団体による利用円滑化の体制整備が最も大きな成果ではないだろうか。このような土台を基に、今後のさらなる展開が期待される所である。

以上